


令和2年6月30日

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見 進 殿

独立行政法人日本学術振興会

監事

小長谷有紀 

監事（非常勤）

西島和三 

令和元年度監事監査報告

独立行政法人日本学術振興会（以下「学振」という。）の令和元年度における業務執行状況および会計経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第19条第4項および独立行政法人日本学術振興会に関する省令第1条の2に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

I 監査の方法およびその内容

令和元年9月13日付で提出した監査計画に基づき、情報の収集に努め、令和元年度における学振の業務執行、会計経理ならびに重点監査項目について、以下のとおり監査を実施した。

業務執行については、通常通り、役員会、評議員会を始めとする重要な会議に出席し、学振の意思決定プロセスを監視した。また、規定などの重要な規則の改正等においてその内容を監視し、必要に応じて理事長に意見を具申した。とりわけ、年度末における新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、時差出勤やテレワーク対応等の措置を速やかに実施するよう理事長のリーダーシップを支援した。

会計経理については、予算執行について適宜報告を受け、適正な執行が行われたかどうかを監査した。また、令和2年4月（電子メールによる会議方式）および6月の計2回開催された契約監視委員会を主催し、令和元年度に学振において発注した物品・役務等に係る契約の適正さについて事後点検を行った。

令和元年度の重点項目として、「業務の多様化に伴う組織の見直しと人材確保」「振興会における広報」を設定した。前者については、学振の人事環境の特徴を踏まえて課題を明らかにするという観点に立ち、後者については、学振の情報環境の特徴を踏まえて課題を明らかにするという観点に立ち、監査を行った。また、重点項目に加えてとりわけ、国際統括本部の機能、リードエージェンシー方式の計画、学術情報分析センターの活動について進捗状況を確認しながら業務遂行を支援した。

II 監査の結果

1. 業務執行について

(1) 法令等に従った業務執行および中期目標達成に向けての実施状況

【総括的監査意見】

役員会、評議員会を始めとする重要な会議に出席し、学振全体の運営および各事業部の業務執行状況を確認した。運営および業務は、学振の設置目的および法令等の定めに従って適切に執行されており、中期目標の着実な達成に向けて効果的に実施されている。本年度は第4期中期目標期間の2年目にあたり、順調に進捗していると評価される。

特筆すべきこととして以下の2点が挙げられる。

【新型コロナウイルス感染拡大への対応】

年度末における新型コロナウイルスによるパンデミックに対して、比較的速やかに国内外の措置を講じた。とりわけ、海外渡航中および渡航準備中の若手研究者の身分上の処遇等について、当事者の状況を個別的に親身に把握し、人道的な対応による制度上の課題を克服した点は特筆するに値する。

また、学振内においては、あらかじめ時差通勤や在宅勤務の可能性を模索していた結果、令和2年度に入り、緊急事態宣言が発出されて以降、解除されるまでの期間中、出勤率80%減という目標をほぼ達成しながら、業務をなんとか進めることができた。令和2年度の初期におけるリスクマネジメントの成功は、令和元年度の業務の成果である、と言えよう。

こうした経験は、恒常的な働き方改革に寄与すると期待される。

【男女共同参画の取り組み】

学振は、自組織の職場環境を対象とするのみならず、学術の振興を目的として学界における女性の活躍を促進する役割を果たさなければならない。このような二重の目的を担って、男女共同参画推進基本指針を策定した。同指針に基づく、具体的な活動が期待される。

(2) 組織・体制について

第4期中期目標期間の2年目として、新しい組織体制の運用について、現時点で問題は認められない。

(3) 役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実の有無

役員の職務遂行における不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められない。

2. 会計経理について

(1) 執行、現金等の出納ならびに保管、財務諸表および決算報告ならびに事業報告書

会計経理の執行については、法令および独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、学術研究助成業務勘定の財務諸表および決算報告書は、帳簿および証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められる。また法定監査を行う会計監査人により、監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けた。

(2) 契約の締結および執行

随意契約の随意契約事前確認公募への移行とともに、一者応札についての調査検討など、公正な執行に努めていることを確認した。

(3) 資産の取得、管理および処分

学振本部および海外研究連絡センターにおいて定期的に実査が行われていることを確認した。今後とも、引き続き定期的実査を行うことが肝要である。

3. 重点監査項目について

(1) 業務の多様化に伴う組織の見直しと人材確保について

職員の3分の1が2~3年のサイクルで新規に入れ替わるという独特の人事環境のもとで、振興会プロパー人材の新規採用、能力開発のための配置転換が積極的に行われた。また、すみやかに業務の引き継ぎができるよう、当該年度には十分配慮されていた。こうした恒常的な組織的努力により、専門性と総合性を兼ね備えた人材の育成が果たされると思われる。

(2) 振興会における広報について

学術振興にかかる研究資金はそもそも国民より提供されているため、ノーベル賞や皇室行事に依存することなく、直接的に国民に対する広報責任がある。さらに付言するならば、学振だけが研究資金を配分しているわけでは無いため、他組織との比較優位性について考慮し、幅広い学術の根底的な支援を行う組織として周知が必要である。さらに、オンライン発信の意義はますます重要になっていることも考慮しなければならない。従来通りの業務を遂行するだけでも従来通りではできない時代になったことを認識し、社会的なコミュニケーションに関して、業務上の優先順位を高めるとともに、学振内全体での意識を高める必要がある。

III 今後さらなる検討と実施を希望する事項

(1) 新たな業務運営の体制について

新型コロナウイルス感染拡大に伴った臨時的措置の経験を活用し、問題点を解決しながら、新しい業務運営の体制について、引き続き、検討し、実施されなければならない。また、各種申請の延期に伴う業務の集中化、各種活動の中止に伴う予算の再配分など、業務はむしろ増加するため、一部の部署に負担が集中しないよう、

学振がワンチームとなる組織的な対応を期待する。

(2) 学術システム研究センターの体制について

新型コロナウイルス感染拡大に伴って、最大限、オンラインによる運営が試みられつつある経験を踏まえて、まず問題点を抽出し、複数の解決方法を実施し、十分な試行錯誤期間を設けて、あるべき運営体制が確立されることを期待する。

IV 監事監査への対応について

新型コロナウイルス感染拡大という予期せぬ事態への対応こそは、内部統制が検証される現場である。ポストコロナ社会が「新たな生活様式」を採用するのと同様に、学振においても「新たな業務運営」の体制を構築するため、年1回程度各部署より監事に対して報告いただくよう引き続きお願いしたい。